

毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報

## 目次

### 告示

- 結核予防法による指定医療機関の指定の辞退(六三九・大館保健所)
- 大規模小売店舗の新設に關し述べた意見(六四〇・商工業振興課)
- 大規模小売店舗の変更に關し述べた意見(六四一・商工業振興課)
- 農地保有合理化事業規程の承認(六四二・六四三・農林政策課)
- 平成十四年度改良普及員資格試験の合格者(六四四・農畜産振興課)
- 保安林予定森林の指定通知(六四五・六四六・森林整備課)
- 道路の供用開始(六四七・六四九・道路環境課)
- 道路区域の変更(六四八・道路環境課)
- 開発行為に關する工事の終了(六五〇・鹿角建設事務所)
- 公告
- 土地改良区の役員の退任及び就任の届出(北秋田総合農林事務所)
- 土地改良区の定款変更の認可(北秋田総合農林事務所)
- 土地改良区の役員の退任及び就任の届出(山本総合農林事務所)
- 土地改良区の役員の退任及び就任の届出(雄勝総合農林事務所)
- 土地改良区の定款変更の認可(雄勝総合農林事務所)
- 特定調達契約に係る一般競争入札の実施(河川課)
- 公安委員会規則
- 秋田県警察の組織に關する規則の一部を改正する規則(九・警務課)

## 告示

秋田県告示第六百三十九号  
 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第四項の規定により、次の

指定医療機関から指定の辞退があつたので、結核予防法施行令(昭和二十六年政令第百四十二号)第二条の六第二項において準用する同条第一項の規定に基づき、告示する。

平成十四年九月二十七日

秋田県知事 寺田典城

名称	所在地	辞退年月日
薬日本堂薬局	大館市清水一三三十七 アルティ清水ビル一F	平成十四年八月三十一日

秋田県告示第六百四十号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により、大規模小売店舗の新設に關して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を述べたので、同条第六項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成十四年九月二十七日

秋田県知事 寺田典城

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ファッションセンターしまむら能代店  
能代市字下野二十七番地の二外
- 二 県の意見  
意見なし
- 三 意見を述べた日  
平成十四年九月十八日
- 四 関係書類の縦覧場所及び期間
  - (一) 縦覧場所  
県庁第二庁舎一階 県政情報資料室  
能代市役所 商工港湾課
  - (二) 縦覧期間  
平成十四年九月二十七日から同年十月二十八日まで

秋田県告示第六百四十一号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により、大

規模小売店舗の変更に関して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を述べたので、同条第六項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成十四年九月二十七日

秋田県知事 寺田典城

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

広面ショッピングセンター

秋田市広面字近藤堰越五十番一外

二 県の意見

意見なし

三 意見を述べた日

平成十四年九月十八日

四 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

秋田市役所 商業観光課

(二) 縦覧期間

平成十四年九月二十七日から同年十月二十八日まで

秋田県告示第六百四十二号

農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第七条第一項の規定により、農地保有合理化事業の実施に関する規程を次のとおり承認したので、同条第五項の規定に基づき、公告する。

平成十四年九月二十七日

秋田県知事 寺田典城

一 農地保有合理化事業を行う者

財団法人横手市みどり公社

二 農地保有合理化事業の実施地域

横手市における農業振興地域の区域

三 農地保有合理化事業の種類

農業経営基盤強化促進法第四条第二項第一号及び第四号に掲げる事業

四 農地保有合理化事業の実施に関する規程を承認した日

平成十四年九月十九日

秋田県告示第六百四十三号

農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第八条第一項の規定により、農地保有合理化事業の実施に関する規程の変更を次のとおり承認したので、同条第二項において準用する同法第七条第五項の規定に基づき、公告する。

平成十四年九月二十七日

秋田県知事 寺田典城

一 農地保有合理化事業を行う者

秋田ふるさと農業協同組合

二 変更後の農地保有合理化事業の実施地域

山内村における農業振興地域の区域

三 農地保有合理化事業の実施に関する規程の変更を承認した日

平成十四年九月十九日

秋田県告示第六百四十四号

平成十四年九月四日及び同月五日に実施した平成十四年度改良普及員資格試験の結果次の者が合格したので、改良普及員資格試験条例施行規則(昭和五十九年秋田県規則第十六号)第五条第一項の規定に基づき、公表する。

平成十四年九月二十七日

秋田県知事 寺田典城

受験番号 氏名 受験番号 氏名 受験番号 氏名

一	藤 嘉洋	二	渡部 貴和子	三	富田 大介
四	乙部 大作	五	藤 岡洋介	六	千葉 芳里
八	佐々木 裕美子	九	穴 戸邦明	一〇	村 松佳央里
一一	中村 理恵	一四	豊 澤 恵子	一五	佐 藤 泉
一六	小笠原 伸也	一八	葛 西 瑞 恵	一九	工 藤 正彦
二〇	木 村 容子	二八	柴 崎 幸	三〇	阿久津 雅子
三一	松 原 由香	三六	棚 橋 紺	三九	奈 良 美千代

秋田県告示第六百四十五号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定に基づき、告示する。

平成十四年九月二十七日

秋田県知事 寺田典城

一 保安林予定森林の所在場所

湯沢市松岡字大平台四の一

二 指定の目的 水源のかん養

県道	道路の種類		路線名	区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧					
八幡平公園線		八幡平公園線		仙北郡田沢湖町田沢字大深沢国有林一六林班子小班地内		八・〇〇～一四・〇〇	〇・二二〇
	A			仙北郡田沢湖町田沢字大深沢国有林一六林班子小班地内		八・〇〇～一四・〇〇	〇・二二〇

一 道路の区域

- 三 指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法  
主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2)(1) 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
- (一) 次のとおりとする。
- (二) 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林整備課及び雄勝総合農林事務所並びに湯沢市役所に備え置いて縦覧に供する。
- 秋田県告示第六百四十六号  
農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があつたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定に基づき、告示する。  
平成十四年九月二十七日
- 秋田県知事 寺田典城
- 保安林予定森林の所在場所  
北秋田郡鷹巣町七日市字向中島十五の四から十五の四十三まで
- 二 指定の目的 土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法  
主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2)(1) 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林整備課及び北秋田総合農林事務所並びに鷹巣町役場に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第六百四十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。  
平成十四年九月二十七日

秋田県知事 寺田典城

一 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区	間
一般国道	三百四十二号	雄勝郡東成瀬村岩井川字城下六番一地先から九五番一地先まで	

二 供用開始の期日 平成十四年九月三十日

三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(2)(1) 場所 建設交通部道路環境課  
期間 平成十四年九月二十七日から同年十月十日まで

秋田県告示第六百四十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。  
平成十四年九月二十七日

秋田県知事 寺田典城

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

- 二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (一) 場所 建設交通部道路環境課
- (二) 期間 平成十四年九月二十七日から同年十月十日まで

秋田県告示第六百四十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成十四年九月二十七日

- 一 供用開始の区間

秋田県知事 寺田典城

道路の種類	路線名	区間
県道	秋田八郎潟線	南秋田郡八郎潟町川崎字嘉美二二〇番四から夜叉袋字下昼寝二四八番一まで

- 二 供用開始の期日 平成十四年九月二十七日
- 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (一) 場所 建設交通部道路環境課
- (二) 期間 平成十四年九月二十七日から同年十月十日まで

秋田県告示第六百五十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により平成十年一月六日付け指令鹿土二千七百九十五で許可した開発行為（第二工区）に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十四年九月二十七日

- 一 開発許可を受けた者の住所及び氏名

秋田県知事 寺田典城

鹿角郡小坂町小坂鉾山字尾樽部三十七番地一  
小坂町長 川口博

B 仙北郡田沢湖町田沢字大深沢国有林一六林班ト小班からチ小班まで

六・〇〇〜一九・〇〇

〇・二六一

公 告

- 二 開発区域（第二工区）に含まれる地域の名称  
鹿角郡小坂町小坂鉾山字渡ノ羽五十三番の内、字杉沢九十七番二十六の内

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、大館市花矢土地改良区から次のとおり役員（退任及び就任）の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。  
平成十四年九月二十七日

秋田県知事 寺田典城

- 一 退任理事の住所及び氏名  
大館市粕田字上羽立東八十三番地  
" 花岡町字神山百十七番地
- 二 就任理事の住所及び氏名  
大館市粕田字上羽立東八十四番地  
" 花岡町字猫鼻六十二番地一

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、田代町土地改良区から申請があった定款変更について、平成十四年九月二十日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。  
平成十四年九月二十七日

秋田県知事 寺田典城

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、能代市河戸川土地改良区から次のとおり役員（退任及び就任）の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。  
平成十四年九月二十七日

秋田県知事 寺田典城

- 一 退任理事の住所及び氏名  
能代市河戸川字新屋布十九番地

佐藤 毅

能代市河戸川字後田百二十九番地	大塚義信
字新屋布八十番地	伊藤隆
百二十番地	大塚英和
七十七番地	大塚博益
字後田百二十二番地	大塚久夫
字新屋布百四十二番地	佐藤博文
七十二番地	大塚義明
字坊ヶ崎五番地	田中健作
河戸川字新屋布百四番地	田中義孝
百六十一番地	大塚和秀
字後田百三番地	田中長六
就任理事の住所及び氏名	大塚英和
能代市河戸川字新屋布百二十番地	大塚博益
七十七番地	大塚久夫
字後田百二十二番地	大塚博益
能代市河戸川字新屋布百四十二番地	佐藤博文
七十二番地	大塚義明
字坊ヶ崎五番地	田中健作
河戸川字新屋布百四番地	田中義孝
百六十一番地	大塚和秀
字後田百三番地	田中長六
九十一番地	大塚和浩
字新屋布百六十六番地の二	児玉隆
九十五番地	大塚忠之
就任理事の住所及び氏名	大塚喜三郎
能代市河戸川字後田百三十番地	大塚喜三郎
字新屋布百六十五番地	大塚吉弘
七十一番地の一	大塚薫
就任理事の住所及び氏名	伊藤隆
能代市河戸川字新屋布八十番地	伊藤隆
七十一番地の一	大塚薫
字後田百二十一番地	大塚正生

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、湯沢市岩崎弁天土地改良区から次のとおり役員の変更があったので、同

条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十四年九月二十七日

秋田県知事 寺田典城

一 退任理事の住所及び氏名	高畑進
湯沢市御田町三番地十七	樋渡 太治兵衛
二井田字道下二十二番地	佐々木輝雄
成沢字堤端百六十五番地	児玉東平
岩崎字岩崎百七十七番地	伊藤幹雄
角間字小中島百九番地	佐藤哲夫
八幡字古館百三十二番地	藤田拓朗
岩崎字森合五十三番地	吉川良三
字岩崎百四十六番地四	児玉清一
角間字馬場二百五番地	岩谷昭雄
二井田字道下二百九十七番地	佐々木忠雄
二 就任理事の住所及び氏名	高畑進
湯沢市御田町三番地十七	佐々木輝雄
成沢字堤端百六十五番地	児玉東平
岩崎字岩崎百七十七番地	伊藤幹雄
角間字小中島百九番地	佐藤哲夫
八幡字古館百三十二番地	吉川良三
岩崎字岩崎百四十六番地四	児玉清一
二井田字道下二百九十七番地	佐々木忠雄
字道下二十八番地	藤岡俊一
角間字馬場百九十四番地	伊藤秀郎
岩崎字森合三十二番地	藤田光己
三 退任理事の住所及び氏名	大山英太郎
湯沢市二井田字道下六十一番地	大山英太郎
就任理事の住所及び氏名	瀬川満郎
湯沢市二井田字道下七十七番地	瀬川満郎

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、湯沢市中央土地改良区から申請があった定款変更について、平成十四年九月十八日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成十四年九月二十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「令」という。)第六十七条の六第一項の規定により、公告する。

平成十四年九月二十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 入札に付する事項
- (一) 工事名 砂子沢ダム本体工事
- (二) 工事場所 鹿角郡小坂町小坂字向地内
- (三) 工事内容
- (一) 本体基礎掘削(土石、岩石掘削) 十八万九百五十立方メートル
- (二) 原石山掘削(表土、廃棄岩処理) 十七万九千八百九十立方メートル
- (三) 提体コンクリート工(本体、減勢工) 二十八万六千四百五十立方メートル
- (四) コンクリートショングラウチング工 三千七十メートル(六百十四孔)
- (五) カーテングラウチング工 一万二千六百四十メートル(二百四十七孔)
- (六) 雑工事 一式
- (四) 工期 平成二十二年三月上旬まで
- (五) 発注方式
- 本工事は、入札前に施工方法等の提案を受ける入札時VE提案方式及び契約締結後に施工方法等の提案を受ける契約後VE提案方式の対象工事である。
- 二 予定価格
- 百三十七億八千二十万円(消費税及び地方消費税を含む。)
- 三 入札に参加する者に必要な資格等
- (一) 五者の構成員から成る任意に結成された特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)であること。
- (二) 共同企業体の構成員は、次に掲げる要件を満たしていること。
- (1) 共同企業体における出資比率が十分の一・二以上であること。
- (2) 令第六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- (3) 建設業法(昭和二十四年法律第百号)第三条の規定による土木一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。
- (4) 入札参加資格確認申請期限の日から当該工事入札の日までの間、秋田県建設工事入札参加者指名停止基準に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 秋田県一般競争入札参加者名簿の一般土木工事に登録されていること。

(6) 当該共同企業体以外の共同企業体の構成員として本件入札に参加することはできないこと。

(三) 共同企業体の代表者となる構成員は、次に掲げる要件を満たしていること。

(2) 共同企業体における出資比率が各構成員のうち最大であること。

(1) 建設業法第二十七条の二十三に規定する経営事項審査(直近の審査結果通知書)の土木一式工事の総合評価点が二百五十点以上であること。

(3) RCD工法によるダム工事を元請けとして施工した実績(共同企業体の構成員として施工した工事については、出資比率が十分の一以上の場合の者に限り)を有すること。

(4) 技術士又は一級土木施工管理技士の資格を有し、かつ、監理技術者資格者証(土木一式工事)を有する者で、(3)に掲げる同種工事に携わった経歴のあるものを本工事に専任で配置できること。

(5) コンクリートダム形式のダム工事総括管理技術者又はコンクリートダム及びフィルダムの二形式のダム工事総括管理技術者の資格を有する者を本工事に専任で配置できること。

(四) 共同企業体の代表者以外の構成員のうち二者については、次に掲げる要件を満たしていること。

(1) 建設業法第二十七条の二十三に規定する経営事項審査(直近の審査結果通知書)の土木一式工事の総合評価点が二百五十点以上であること。

(2) RCD工法によるダム工事を元請けとして施工した実績(共同企業体の構成員として施工した工事については、出資比率が十分の一以上の場合の者に限り)を有すること。

(3) 技術士又は一級土木施工管理技士の資格を有し、かつ、監理技術者資格者証(土木一式工事)を有する者で、(2)に掲げる同種工事に携わった経歴のあるものを本工事に専任で配置できること。

(五) 共同企業体の構成員のうち、(三)及び(四)の要件に該当しない二者については、次に掲げる要件を満たしていること。

(1) 建設業法第二十七条の二十三に規定する経営事項審査(直近の審査結果通知書)の土木一式工事の総合評価点が八百九十点以上であること。

(2) 技術士又は一級土木施工管理技士の資格を有し、かつ、監理技術者資格者証(土木一式工事)を有する者を本工事に専任で配置できること。

#### 四 入札手続等

(一) 担当部局

(1) 一般的事項

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

(2) 秋田県建設交通部河川課総務班(電話〇一八 八六〇 二五一一)

設計図書に関する事項

郵便番号〇一七 〇二〇一 鹿角郡小坂町小坂字中前田四十四番一号

秋田県砂子沢ダム建設事務所総務班(電話〇一八六 二九 四四三二)

(三) 契約条項を示す場所

(一)に掲げる場所

(三) 入札説明書の交付期間及び交付場所

秋田県の休日等を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十四年九月二十七日から同年十月二十九日までの期間、(一)及び(二)に掲げる場所で交付する。

(四) 競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)、競争入札参加資格確認資料(以下「資格確認資料」という。 )及び入札時VE提案書の提出期間、提出場所及び提出方法

平成十四年九月二十七日から同年十月二十九日までの期間、(一)に掲げる場所に持参の上、一部(入札時VE提案書については、三部)提出すること。

(五) 入札及び開札の日時及び場所

平成十四年十二月十七日午後二時 秋田県砂子沢ダム建設事務所会議室

(六) 郵便による入札書の受領期限及び提出場所

平成十四年十二月十三日午後五時 (一)に掲げる場所

#### 五 入札時のVE提案

(一) 入札参加希望者は、入札時に入札説明書に示した標準案について、コスト縮減が可能となる施工方法等に関するVE提案を提出することができる。

(二) 入札参加希望者は、VE提案と併せて標準案の施工計画書を提出することができる。また、VE提案を行わず、標準案の施工計画書のみを提出することができる。

(三) 審査の結果、VE提案が採用されない場合がある。なお、VE提案を提出し、標準案を提出しなかった場合において、VE提案が採用されなかったときは、本工事の入札参加資格は認められない。

(四) VE提案については、その内容が一般的に使用されている施工方法等となった場合は、その後の工事において、発注者が無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りでない。

(五) 発注者がVE提案を適正と認めたことにより、設計図書等において施工方法を特定しない部分の工事に関する請負業者の責任が軽減されるものではない。

#### 六 契約後のVE提案

(一) 契約締結後、受注者は、設計図書等に定める工事目的物の機能、性能等を低下

させることなく、請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に関するVE提案をすることができる。

(三)(二) 受注者から提出されたVE提案は、採用されない場合がある。

受注者から提出されたVE提案の内容が、一般的に使用されている施工方法等となった場合は、その後の工事において、発注者が無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りでない。

(四) 発注者がVE提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、VE提案を行った受注者の責任は、軽減されるものではない。

#### 七 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 見積内訳明細書の提示

入札書は、第一回の入札に際し、数量、単価及び金額を明らかにした見積内訳明細書(設計図書における本工事費内訳書に準じた内容のものとする。)を提示すること。

(三) 入札の無効

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。 )第百六十六条各号に掲げる入札又は申請書若しくは資格確認資料に虚偽の記載をした者のした入札は、無効とする。

(四) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札したものを落札者として入札する。

(五) 入札保証金及び契約保証金

(一) 入札保証金

規則第百六十条及び第百六十一条に規定するところによる。ただし、規則第百六十二条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(2) 契約保証金  
規則第七十八条第三号の規定により免除された。  
手続における交渉の有無 無  
契約書作成の期日 無  
契約手続における使用する言語及び通訳 日本語及び日本語通訳  
本工事の直接関係のある他の工事の請負契約を本工事の請負契約の履行方針の要約により締結する旨の有無 無  
関係書類を入手するための照会窓口 図工課内の総務課  
この公報に添付する契約は、秋田県議会に於いて、前記契約に係る議案が可決されたことを以て締結した。  
(三) この契約は、この規則に準じて締結する。  
八 疑獄  
Summary  
(1) Subject matter of the contract :  
Construction work on the Sunakosawa Dam  
(2) Time-limit for the Submission of application forms and relevant documents for the qualification : 5:00 P.M. 29 October, 2002  
(3) The date and time for the submission of tenders : 2:00 P.M. 17 December, 2002 ( tenders submitted by mail : 5:00 P.M. 13 December, 2002 )  
(4) Contact point for tender documentation concerning  
general affairs : River Management Division, Department of Public works and Transportation, Akita Prefectural Government, 4-1-1, Sanno, Akita City, Akita prefecture 010-8570, Japan TEL018-860-2511  
blueprints : Sunakosawa Dam Construction Office, 44-1, Azanakaemaeda, Kosaka, Kosaka-machi, Kazuno-gun, Akita prefecture 017-0201, Japan TEL0186-29-4431

公安委員会規則

秋田県公安委員会規則第9号  
秋田県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
平成14年9月27日  
秋田県公安委員会委員長 大 瀧 宏 道

秋田県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則  
秋田県警察の組織に関する規則（昭和45年秋田県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。  
別表第1秋田警察署城東交番の項中「大平台一丁目～三丁目」を「大平台一丁目～四丁目」に改め、同表秋田警察署山王交番の項中「五丁目」を「六丁目」に、「八橋字大道東、八橋字八橋、八橋字成川原」を「八橋大道東、八橋南一丁目～二丁目」に改め、「川尻町字八橋境」を削り、「寺内字蛭根の一部、寺内字神屋敷の一部、寺内字堂ノ沢の一部、寺内字油田の一部」を「寺内蛭根一丁目～三丁目、寺内堂ノ沢一丁目1番～7番、寺内油田一丁目、寺内字蛭根」に改める。  
別表第2秋田臨港警察署寺内警察官駐在所の項中「秋田市寺内の」を「秋田市の」、に、「後城、大小路、鶴ノ木、大畑、焼山、蛭根（市道土崎保戸野線及び県道新屋土崎線の北側）、油田、神屋敷、児桜、堂ノ沢」を「寺内字後城、寺内字大小路、寺内字鶴ノ木、寺内字大畑、寺内字焼山、寺内字蛭根、寺内油田二丁目～三丁目、寺内字神屋敷、寺内字児桜、寺内堂ノ沢一丁目（8番～15番）～二丁目、寺内字堂ノ沢」に改める。  
附 則  
この規則は、平成14年9月30日から施行する。ただし、別表第1秋田警察署城東交番の項の改正規定は、公布の日から施行する。

発行所 秋田県 秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社 印刷所  
秋田県印刷株式会社  
〒990-0005 秋田県秋田市長町一丁目一丁目  
電話 018-827-6666 FAX 018-827-6667  
E-mail: matsubarata@matsumoto.co.jp  
〒990-0005 秋田県秋田市長町一丁目一丁目

